

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 2 - 関東 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 2021年12月3日

【会社名】 株式会社高島屋

【英訳名】 Takashimaya Company, Limited

【代表者の役職氏名】 取締役社長 村田 善 郎

【本店の所在の場所】 大阪市中央区難波5丁目1番5号

【電話番号】 06(6631)1101

【事務連絡者氏名】 執行役員企画本部副本部長、財務部長 横山 和 久

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区日本橋2丁目12番10号

【電話番号】 03(3231)8721

【事務連絡者氏名】 企画本部財務部副本部長 園田 篤 弘

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【今回の募集金額】

第12回無担保社債（5年債）	10,000	百万円
第13回無担保社債（10年債）	10,000	百万円
計	20,000	百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2020年3月23日
効力発生日	2020年3月31日
有効期限	2022年3月30日
発行登録番号	2 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 50,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
-	-	-	-	-
実績合計額（円）		なし （なし）	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 50,000百万円
（50,000百万円）

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）書きは、発行価額の総額の合計額）に基づき算出しております。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】

株式会社高島屋日本橋店
(東京都中央区日本橋2丁目4番1号)
株式会社高島屋京都店
(京都市下京区四条通河原町西入真町52番地)
株式会社高島屋横浜店
(横浜市西区南幸1丁目6番31号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債（短期社債を除く。）（5年債）】

銘柄	株式会社高島屋第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000百万円
各社債の金額（円）	金1億円
発行価額の総額（円）	金10,000百万円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（%）	年0.250%
利払日	毎年6月9日及び12月9日
利息支払の方法	<p>1．利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022年6月9日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月9日及び12月9日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半年に満たない利息を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2．利息の支払場所</p> <p>別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2026年12月9日
償還の方法	<p>1．償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2．償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2026年12月9日にその残存総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたる時は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3．償還元金の支払場所</p> <p>別記「（注）9．元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年12月3日
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	2021年12月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債権者のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 （担保提供制限）	<p>1．当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債（ただし、本社債と同時に発行する株式会社高島屋第13回無担保社債（社債間限定同順位特約付）を含み、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。）のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本社債の社債要項において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。</p> <p>2．担保権を設定した場合の公告</p> <p>当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>

財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。
--------------------	-------------

(注)

1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 2021年12月3日)

入手方法: JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付: A-(シングルAマイナス)(取得日 2021年12月3日)

入手方法: R&Iのホームページ(<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>)の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

(1) 本社は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。

(2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。

(3) 前(2)に定める請求があった場合に発行される社債券の形式は、無記名式利札付に限り、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

(1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行(以下財務代理人という。)との間に2021年12月3日付株式会社高島屋第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)財務代理契約(以下財務代理契約という。)を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。

(2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。

(3) 財務代理人は、財務代理契約の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。

(4) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。

(5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6.に定める方法により社債権者に公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、別記「利率」欄所定の利率で経過利息をつけて、ただちに本社債を償還する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合は本(注)6.に従ってその旨を公告する。

(1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項に定める元金の支払いに違背したとき。

(2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項に定める利息の支払いに違背し、7日を経過してもその履行をできないとき。

(3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。

(4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。

(6) 当社に関する支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、かかる申立が必要な要件を満たさないものであること、もしくは悪意でなされたものであることが明らかな場合にはこの限りではない。

- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (9) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
6. 社債権者に通知する場合の公告
 本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。
7. 社債要項の公示
 当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。
8. 社債権者集会
 (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
 (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
 (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。
9. 元利金の支払
 本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

2【社債の引受け及び社債管理の委託(5年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	7,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金40銭とする。
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
計	-	10,000	

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

3【新規発行社債(短期社債を除く。)(10年債)】

銘柄	株式会社高島屋第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)
記名・無記名の別	-
券面総額又は振替社債の総額(円)	金10,000百万円
各社債の金額(円)	金1億円
発行価額の総額(円)	金10,000百万円
発行価格(円)	各社債の金額100円につき金100円
利率(%)	年0.500%
利払日	毎年6月9日及び12月9日

利息支払の方法	<p>1. 利息支払の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還期日までこれをつけ、2022年6月9日を第1回の支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年6月9日及び12月9日の2回に各々その日までの前半か年分を支払う。</p> <p>(2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 半か年に満たない利息を計算するときは、その半か年の日割をもってこれを計算する。</p> <p>(4) 償還期日後は利息をつけない。</p> <p>2. 利息の支払場所</p> <p>別記「(注)9.元利金の支払」記載のとおり。</p>
償還期限	2031年12月9日
償還の方法	<p>1. 償還金額</p> <p>各社債の金額100円につき金100円</p> <p>2. 償還の方法及び期限</p> <p>(1) 本社債の元金は、2031年12月9日にその残存総額を償還する。</p> <p>(2) 本社債を償還すべき日が銀行休業日にあたる場合は、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。</p> <p>(3) 本社債の買入消却は、法令または別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。</p> <p>3. 償還元金の支払場所</p> <p>別記「(注)9.元利金の支払」記載のとおり。</p>
募集の方法	一般募集
申込証拠金(円)	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2021年12月3日
申込取扱場所	別項引受証券会社の本店及び国内各支店
払込期日	2021年12月9日
振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号
担保	本社債には担保並びに保証は付されておらず、また本社債権者のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約 (担保提供制限)	<p>1. 当社は、本社債発行後、当社が国内で既に発行した、または国内で今後発行する他の社債(ただし、本社債と同時に発行する株式会社高島屋第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)を含み、当社が合併により承継した被合併会社の担保付社債を除く。)のために担保提供する場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき同順位の担保権を設定する。本社債の社債要項において担保提供とは、当社の資産に担保権を設定すること、当社の特定の資産につき担保権設定の予約をすること及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約することをいう。</p> <p>2. 担保権を設定した場合の公告</p> <p>当社が前項により本社債のために担保権を設定する場合は、当社は、ただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。</p>
財務上の特約 (その他の条項)	該当事項はありません。

(注)

1. 信用格付

本社債について信用格付業者から取得した信用格付及び取得日、申込期間中に各信用格付業者が公表する情報の入手方法は以下のとおり。(電話番号はシステム障害等により情報が入手できない場合の各信用格付業者の連絡先)

(1) 株式会社日本格付研究所(以下JCRという。)

信用格付: A+(シングルAプラス)(取得日 2021年12月3日)

入手方法: JCRのホームページ(<https://www.jcr.co.jp/>)の「ニュースリリース」右端「一覧を見る」をクリックして表示される「ニュースリリース」(<https://www.jcr.co.jp/release/>)に掲載されている。

問合せ電話番号: 03-3544-7013

(2) 株式会社格付投資情報センター(以下R&Iという。)

信用格付：A - (シングルA マイナス) (取得日 2021年12月3日)

入手方法：R & Iのホームページ (<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>) の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックしたりレポート検索画面に掲載されている。

問合せ電話番号：03-6273-7471

信用格付は債務履行の確実性(信用リスク)についての現時点における各信用格付業者の意見であり事実の表明ではない。また、信用格付は、投資助言、販売推奨、または情報もしくは債務に対する保証ではない。信用格付の評価の対象は信用リスクに限定されており、流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて言及するものではない。各信用格付業者の信用格付は信用リスクの評価において各信用格付業者が必要と判断した場合に変更され、または情報の不足等により取り下げられることがある。各信用格付業者は評価にあたり信頼性が高いと判断した情報(発行体から提供された情報を含む。)を利用して、入手した情報を独自に監査・検証しているわけではない。

2. 振替社債

- (1) 本社債は、社債、株式等の振替に関する法律(以下社債等振替法という。)の規定の適用を受け、別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとする。
- (2) 社債等振替法に従い本社債の社債権者が社債券の発行を請求することができる場合を除き、本社債にかかる社債券は発行されない。
- (3) 前(2)に定める請求があった場合に発行される社債券の形式は、無記名式利札付に限り、本社債の社債権者は当該社債券を記名式とすることを請求することはできないものとし、当該社債券の分割または併合はこれを行わない。また、当該社債券の発行に要する費用は当社の負担とする。

3. 社債管理者の不設置

本社債は会社法第702条ただし書の要件を満たすものであり、社債管理者は設置されない。

4. 財務代理人、発行代理人及び支払代理人

- (1) 当社は、株式会社三菱UFJ銀行(以下財務代理人という。)との間に2021年12月3日付株式会社高島屋第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)財務代理契約(以下財務代理契約という。)を締結し、財務代理人に本社債の財務代理事務を委託する。
- (2) 別記「振替機関」欄記載の振替機関が定める業務規程に基づく本社債の発行代理人業務及び支払代理人業務は、財務代理人がこれを取り扱う。
- (3) 財務代理人は、財務代理契約の定めに従い、当社のために善良なる管理者の注意をもって本社債に係る事務の取扱を行う。
- (4) 財務代理人は、本社債に関して、社債権者に対していかなる義務または責任も負わず、また社債権者との間にいかなる代理関係または信託関係も有していない。
- (5) 財務代理人を変更する場合には、当社は本(注)6.に定める方法により社債権者に公告する。

5. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には、本社債について期限の利益を喪失し、別記「利率」欄所定の利率で経過利息をつけて、ただちに本社債を償還する。当社は、本社債について期限の利益を喪失した場合は本(注)6.に従ってその旨を公告する。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項に定める元金の支払いに違背したとき。
- (2) 当社が別記「利息支払の方法」欄第1項に定める利息の支払いに違背し、7日を経過してもその履行をできないとき。
- (3) 当社が別記「財務上の特約(担保提供制限)」欄第1項に違背したとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債について期限の利益を喪失し、または期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、または当社が第三者のために行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をしないとき。ただし、当該債務の合計額(邦貨換算後)が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社に関する支払の停止、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。ただし、かかる申立が必要な要件を満たさないものであること、もしくは悪意でなされたものであることが明らかでない場合にはこの限りではない。
- (7) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定または特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社の株主総会が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (9) 当社が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

6. 社債権者に通知する場合の公告

本社債に関して社債権者に対し通知する場合の公告は、法令に別段の定めがあるものを除いては、当社の定款所定の電子公告によりこれを行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙(ただし、重複するものがあるときはこれを省略することができる。)にこれを掲載する。

7. 社債要項の公示

当社は、その本店に本社債の社債要項の謄本を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。

8. 社債権者集会

- (1) 本社債の社債権者集会は、本社債の種類(会社法第681条第1号に定める種類をいう。)の社債(以下本種類の社債という。)の社債権者により組織され、当社がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の3週間前までに社債権者集会を招集する旨及び会社法第719条各号に掲げる事項を公告する。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額(償還済みの額を除き、当社が有する当該社債の金額の合計額は算入しない。)の10分の1以上に当たる本種類の社債を有する社債権者は、本種類の社債に関する社債等振替法第86条に定める書面を当社に提示したうえ、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、社債権者集会の招集を請求することができる。

9. 元利金の支払

本社債にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って支払われる。

4【社債の引受け及び社債管理の委託(10年債)】

(1)【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号	7,000	1. 引受人は本社債の全額につき共同して買取引受を行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金45銭とする。
野村証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	2,000	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	1,000	
計	-	10,000	-

(2)【社債管理の委託】

該当事項はありません。

5【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(百万円)	発行諸費用の概算額(百万円)	差引手取概算額(百万円)
20,000	107	19,893

(注) 上記金額は、第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)及び第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の合計金額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額19,893百万円のうち、第12回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(グリーンボンド)の発行による差引手取概算額9,950百万円については、4,000百万円を2022年8月までに日本橋三丁目スクエアの開発にかかる当社連結子会社である東神開発株式会社への投融資資金に、残額を2021年12月30日償還予定の日本橋三丁目スクエアの開発までの資金として調達したCPの償還資金の一部に充当する予定であります。なお、実際の充当時期までは、現金または現金同等物にて管理します。また、第13回無担保社債(社債間限定同順位特約付)の発行による差引手取概算額9,943百万円については全額を2021年12月30日償還予定のCPの償還資金の一部に充当する予定であります。

東神開発株式会社は、当該資金を日本橋三丁目スクエアにかかる設備資金に2022年8月までに充当する予定です。当該設備資金にかかる主な設備投資計画は、本発行登録追補書類提出日(2021年12月3日)現在、以下のとおりであります。

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加 能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
東神開発株式会社 日本橋三丁目スクエア	東京都 中央区	商業開発業	新設	6,588	2,487	自己資金及び 社債調達資金	2019年度	2021年度	未定

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<株式会社高島屋第12回無担保社債（社債間限定同順位特約付）（グリーンボンド）（別称：高島屋グループグリーンボンド）に関する情報>

グリーンボンドとしての適合性について

当社は、本社債についてグリーンボンドの発行のために国際資本市場協会(ICMA)の「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」（注1）及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2020年版」（注2）に則したグリーンボンド・フレームワークを策定し、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）より「R&Iグリーンボンドアセスメント」（注3）の最上位評価である「GA1」の評価を取得しています。

また、本社債が第三者評価を取得することに関し、環境省の2021年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業（注4）の補助金交付対象となることについて、発行支援者たるR&Iは一般社団法人グリーンファイナンス推進機構より交付決定通知を受領しております。

（注1）「グリーンボンド原則（Green Bond Principles）2021」とは、国際資本市場協会（ICMA）が事務局機能を担う民間団体であるグリーンボンド原則執行委員会（Green Bond Principles Executive Committee）により策定されているグリーンボンドの発行に係るガイドラインです。

（注2）「グリーンボンドガイドライン2020年版」とは、グリーンボンド原則との整合性に配慮しつつ、市場関係者の実務担当者がグリーンボンドに関する具体的な対応を検討する際に参考とし得る、具体的な対応の例や我が国の特性に即した解釈を示すことで、グリーンボンドを国内でさらに普及させることを目的に、環境省が2017年3月に策定・公表し、2020年3月に改訂したガイドラインです。

（注3）「R&Iグリーンボンドアセスメント」とは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度を、グリーンボンド原則に掲げられた項目を含む評価基準に従って5段階の符号で評価し、債券の償還までモニタリングを行うものです。それに付随してグリーンボンド・フレームワークに関してのセカンドオピニオンを提供することがあります。セカンドオピニオンとは、発行体等が定めるグリーンボンドのフレームワークが、グリーンボンド原則等に則しているかを評価するものです。

（注4）「2021年度グリーンボンド等促進体制整備支援事業」とは、グリーンボンド等を発行しようとする企業や地方公共団体等に対して、外部レビューの付与、グリーンボンド・フレームワーク整備のコンサルティング等により支援を行う登録発行支援者に対して、その支援に要する費用を補助する事業です。対象となるグリーンボンド等の要件は、発行時点において以下の全てを満たすものです。

- (1) グリーンボンドの場合にあっては、調達資金の100%がグリーンプロジェクトに充当されるものであって、発行時点で以下 または のいずれかに該当すること。
サステナビリティボンドの場合にあっては、調達資金の50%以上がグリーンプロジェクトに充当されるものであり、発行時点において以下 に該当し、かつ、ソーシャルプロジェクトを含む場合は環境面で重大なネガティブな効果がないこと。
主に国内の脱炭素化に資する事業（再エネ、省エネ等）
 - ・調達資金額の半分以上が国内脱炭素化事業に充当されるまたはグリーンプロジェクト件数の半分以上が国内の脱炭素化事業であるもの
 - 脱炭素化効果及び地域活性化効果が高い事業
 - ・脱炭素化効果 国内のCO2削減量1トン当たりの補助金額が一定以下であるもの
 - ・地域活性化効果 地方公共団体が定める条例・計画等において地域活性化に資するものとされる事業、地方公共団体等からの出資が見込まれる事業等
- (2) グリーンボンド・フレームワークがグリーンボンドガイドラインに準拠することについて、発行までの間に外部レビュー機関により確認されること
- (3) 実際は環境改善効果がない、ネガティブな効果が環境改善効果と比べ過大である、または調達資金が適正に環境事業に充当されていないにもかかわらず、グリーンボンド等と称する「グリーンウォッシュ」であるおそれが高いものに該当しないものであること

グリーンボンド・フレームワークについて

当社は、グリーンボンド発行を目的として、グリーンボンド原則が定める4つの要件（調達資金の使途、プロジェクトの評価及び選定のプロセス、調達資金の管理、レポートニング）に適合するフレームワークを以下のとおり策定しました。

1. 調達資金の使途

グリーンボンドの発行代わり金は、以下の適格プロジェクトに関連する新規または既存のプロジェクトに充当する予定です。既存のプロジェクトに充当する場合は、グリーンボンドの発行から遡って36か月以内に実施または竣工した事業の支出とします。

(1) 対象プロジェクト

グリーンボンド発行により調達した資金は、以下の対象プロジェクトに充当する予定です。

プロジェクトカテゴリーと環境目標	適格プロジェクト	SDGs 目標	重点課題
グリーンビルディング 環境目標： 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型建物の開発 下記 ~ の第三者認証機関の認証 / 再認証のいずれかを取得済み、または取得予定の物件 ZEB認証 (ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented) DBJ Green Building認証：5つ星または4つ星 「CASBEE-不動産」評価認証：SランクまたはAランク BELS認証：5つ星または4つ星 LEED認証：PlatinumまたはGold 	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 11. 住み続けられる街づくりを 13. 気候変動に具体的な対策を 17. パートナリシップで目標を達成しよう	脱炭素化推進RE100
再生可能エネルギー 環境目標： 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー由来の電力への転換・導入 例：電力証書の購入、非化石証書付き電力メニューへの切り替え 	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさを守ろう 17. パートナリシップで目標を達成しよう	脱炭素化推進RE100
省エネルギー 環境目標： 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 店舗・施設(賃貸部分)の照明設備のLED化 	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさを守ろう 17. パートナリシップで目標を達成しよう	脱炭素化推進RE100
クリーンな交通 環境目標： 気候変動の緩和	<ul style="list-style-type: none"> EV車両への切り替え・導入 EV充電施設の整備 	7. エネルギーをみんなに、そしてクリーンに 13. 気候変動に具体的な対策を 15. 陸の豊かさを守ろう 17. パートナリシップで目標を達成しよう	脱炭素化推進EV100
汚染防止と管理 環境効率のよい製品、技術、プロセス 環境目標： 汚染防止と管理	<ul style="list-style-type: none"> 環境配慮型商品の開発や製造、販売や回収等 循環型ビジネスプラットフォームの構築 	12. つくる責任、つかう責任 14. 海の豊かさを守ろう	循環型ビジネス

汚染防止と管理 環境効率のよい製品、 技術、プロセス 環境目標： 汚染防止と管理	・ 廃棄プラスチックのリサイクル推進 ・ 廃棄物総量削減	12. つくる責任、 つかう責任 14. 海の豊かさを 守ろう	廃棄プラスチック削減
--	---------------------------------	--	------------

2. プロジェクトの評価及び選定のプロセス

本グリーンボンドの調達資金を充当するプロジェクトは、当社財務部及び経営戦略部ESG推進室が、調達資金の使途に定める適格基準を満たすプロジェクトを選定します。グリーンボンドの発行に際し選定された適格プロジェクトは、企画本部長が最終承認を行い、その結果を当社の経営会議に報告します。

3. 調達資金の管理

グリーンボンドとして調達した資金は、当社財務部が四半期毎に、内部管理システムを用いて調達資金の充当状況を管理します。調達資金が適格プロジェクトに充当されるまでの間は、現金または現金同等物にて管理します。調達資金は発行から24ヶ月程度の間には充当されることを見込んでいます。

4. レポーティング

(1) 資金充当状況レポーティング

当社は、適格プロジェクトに調達資金が全額充当されるまで、調達資金の充当状況（適格プロジェクトの名称と概要、充当額と未充当額、未充当額の充当予定時期）を年次で、当社ウェブサイトにて報告します。

なお、調達資金の全額充当後、大きな変更が生じる等の重要な事象が発生した場合は、適時に開示します。

(2) インパクト・レポーティング

グリーンボンドの発行残高がある期間は、以下の環境効果に関する指標等を、実務上可能な範囲で年次で当社ウェブサイトにて報告します。

プロジェクト カテゴリー	レポーティング項目
グリーンビルディング	・ 認証取得手続きの進捗状況 ・ 取得済み / 予定認証一覧 ・ エネルギー使用量（実績値） ・ CO2排出量（実績値） ・ 水使用量（実績値）
再生可能エネルギー	・ 年間発電量 ・ 年間CO2排出削減量
省エネルギー	・ 年間節電量 ・ 年間CO2排出削減量
クリーンな交通	・ EV車両導入数、率 ・ EV充電設備整備状況、件数
汚染防止と管理 環境効率のよい製品、 技術、プロセス	・ 衣料品回収量
汚染防止と管理 環境効率のよい製品、 技術、プロセス	・ 廃棄プラスチックリサイクル率 ・ 廃棄物削減量

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第155期（自 2020年3月1日 至 2021年2月28日）
2021年5月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第156期第1四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）
2021年7月13日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第156期第2四半期（自 2021年6月1日 至 2021年8月31日）
2021年10月15日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2021年12月3日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年5月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2021年12月3日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2021年12月3日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社高島屋本社

（大阪市中央区難波5丁目1番5号）

株式会社高島屋日本橋店

（東京都中央区日本橋2丁目4番1号）

株式会社高島屋京都店

（京都市下京区四条通河原町西入真町52番地）

株式会社高島屋横浜店

（横浜市西区南幸1丁目6番31号）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。